

## 令和 5 年度 保健福祉常任委員会視察報告について

委員長 佐藤 源  
副委員長 深川 博英  
委員 川野 悦子  
委員 甲斐田典彦  
委員 新原 善信

視察日：令和 5 年 7 月 12 日（水）

視察先：栃木県佐野市

視察内容：ヤングケアラー支援について

視察内容

栃木県佐野市では、「ヤングケアラー対策事業」実施計画を策定し、「ヤングケアラーの心身の健やかな成長及びその自立、教育機会の確保が図られるよう、福祉、介護、医療、教育等関係機関と緊密に連携し、ヤングケアラーを早期に発見するとともに、適切な支援につなげることで、子どもらしく生きる権利を回復し、子ども自身もつ能力を最大限発揮できるようにする。」を目的として事業を展開している。その事業の実施の中心になるのが、ヤングケアラーコーディネーターである。

佐野市では、会計年度任用職員として任用し、予算は約 300 万円。そのうち、国の補助金 3 分の 2 を受け入れている。佐野市家庭児童相談課に配置し、コーディネーターと家庭相談員を兼務している。コーディネーターとして、まずは認知度向上と実態把握の場の拡充を中心に活動をされている。

活動内容の一例として、各学校への訪問活動をし、その中でチラシやポスター等の配布。ヤングケアラーのアンケート調査を佐野市独自で行い、その結果を学校へフィードバックする。ちなみに、佐野市では、中学生を対象にアンケートを実施し、その集計は家庭児童相談課が行っている。

さらに、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスからの相談・情報収集。地域包括支援センター、介護認定調査員からの情報収集。民生委員児童員・主任児童委員・社会福祉協議会・子ども食堂などの実施団体からの相談・情報収集も行っている。特に、ケアマネジャーへのヤングケアラーの考え方の研修も行っている。研修内容は、ケアマネジャーの考え方として、「家族＝社会資源」というものがあり、介護サービスを受けている利用者に家族がいると、その家族がケアをするのは当たり前という考え方があるし、ヤングケアラーもそう思い込んでいることが多い。そうではなく、介護保険だけではない、支援のためには様々な制度があることを伝えることができるのはケアマネジャー。ほかの職種では、難しい領域である「直接家庭内に介入できる」役割を担っているケアマネジャーの考え方

の変換を促すものである。

また、コーディネーターが関与していることに、教育関係部署と福祉関係部署の連携がある。ヤングケアラー対策の主管課である家庭児童相談課と、教育センターでは定期情報共有会議を行っており、ヤングケアラーを支える関係機関の輪を拡大させている。校長会・教頭会などへも協力を依頼し、各小中学校に出向き、教職員へ出前教育を実施している。

ヤングケアラーと思われる子どもの、個としての把握の難しさや、経済的理由やネグレクトが背景にある場合の支援策、学校現場での家庭の問題への介入の仕方などの難しさなどの課題が見えてきているが、所管課・コーディネーターの、子どもが子どもでいられる街にしたいという強い思いを感じることができた。

## 令和 5 年度 保健福祉常任委員会視察報告について

委員長 佐藤 源  
副委員長 深川 博英  
委員 川野 悦子  
委員 甲斐田典彦  
委員 新原 善信

視察日：令和 5 年 7 月 13 日（木）

視察先：埼玉県秩父市

視察内容：ヤングケアラー支援について

視察内容

埼玉県秩父市では、主に社会福祉協議会を中心にヤングケアラー対策を実施している。

埼玉県では令和 2 年 3 月に全国に先駆けてケアラー支援条例を制定し、その後、県内の各市でヤングケアラーに関する条例が制定されている。

その中で、秩父は市議会で数度ヤングケアラー支援の必要性などの一般質問がされた。その後、秩父社会福祉協議会が支援事業を開始。埼玉県社会福祉協議会にはヤングケアラー支援事業助成制度があり、その助成制度を活用して令和 4 年 9 月 30 日～令和 6 年 3 月 31 日の期間、秩父市子育て支援課の協力を得て、訪問支援事業を行っている。

事業内容は、ヘルパーの派遣である。ヤングケアラー世帯に秩父市社会福祉協議会がヘルパーを派遣し、家族に代わり、買い物や調理、洗濯などの支援を行っている。対象世帯は家族に代わり、家族の世話をを行う概ね 18 歳未満の方がいる世帯で、初回～4 回まで無料で利用できる。支援については 1 日あたり 1 回とし、1 回あたりの支援は 1 時間。

事業を始めたきっかけは、コロナ禍における生活費貸付業務からヤングケアラーの存在を実感していたところに、市内小中学校長からヤングケアラー支援についての問い合わせが入ったため、支援の必要性を感じて事業をスタートしている。

事業実施してからは、まず円滑な協力体制の構築から始め、秩父市子育て支援課、教育委員会、県社協の協力を得て、各種会議へ出席し、事業の説明を行っている。一例として、市内小中学校校長会議、社会福祉協力校担当者会議、民生児童委員定例会議、ボランティア団体会議などである。

さらに、市内小中学校全校、市外高校 1 校、医療機関へ訪問による事業説明も行っている。

事業を開始して約 10 か月経つが、具体的な利用はない。事業周知の取り組みを行う中で、より利用したくするため、事業内容の見直しを行っている。

秩父社会福祉協議会としては、支援体制を整備することがゴールではなく、1 人でも多く

のヤングケアラーが支援を利用することで、現在の生活や将来に希望を抱けるようにすることが目的として事業をされている。残念ながら現時点では事業の利用はゼロだが、今後、事業を広げていきたいという熱意が伝わった。

## 令和5年度 保健福祉常任委員会視察報告について

委員長 佐藤 源  
副委員長 深川 博英  
委員 川野 悦子  
委員 甲斐田典彦  
委員 新原 善信

視察日：令和5年7月14日（金）

視察先：群馬県高崎市

視察内容：ヤングケアラーSOSについて

視察内容

高崎市では、ヤングケアラー問題に対する対策としてヤングケアラーSOS事業を令和4年に始めた。「高崎市の子どもは高崎市が守る」という考えのもと、家事やきょうだいの世話、家族の介護等を日常的に行っている子どもに代わって家事介護等を行うサポーターを無料で派遣し、ヤングケアラーの生活における負担の軽減を図っている。

対象は高崎市内在住の中学生及び高校生としているが、事業を始めてみて、意外に小学生世帯の利用が多い。なお、小学生は要望があれば対象としている。

提供する支援は、掃除、洗濯、調理などの生活の援助。きょうだいの世話。家族の介護など。提供する支援については、対象ごとにヤングケアラー支援推進委員会が決定している。

利用申請は、ヤングケアラーと同居する保護者としている。保護者が支援を拒否することもあるが、その場合は、あきらめずに家庭訪問など行って説明をしている。支援開始まで1年くらいかかったケースもある。

サービスの提供は1対象（子ども1人）につき、1人2時間、週2日を上限に無料でサポーター（原則2名体制）を派遣している。

ヤングケアラー支援推進委員会を立ち上げ、原則月1回委員会を開催し、対象認定やワーキングチーム設置の可否などを決定している。

ワーキングチームは、相談があった生徒に個別のワーキングチームを設置し、チームは、生徒及びその家族を支援する機関の担当者（ケースワーカーや学校関係者など）並びに委託業者で構成されている。

高崎市の場合、他の市町村と違う大きな点は、ヤングケアラー対策の所管が、学校教育課にあることである。学校教育課の中にヤングケアラー支援担当を置き、係長1名、職員4名、スクールソーシャルワーカー1名、相談員2名の計8名体制。職員は福祉部局の経験者をそろえている。そうすることによって、学校との連携が図りやすくなっている。

事業を周知する手段の1つとして、学校の先生が集まる会議に出席し、制度の説明や「気になる」という着眼点などを説明している。そして「気になる」子がいたら、学校の管理職へ伝えてもらい、そこからヤングケアラー支援担当へ連絡が入るようにしている。学校で、この子は・・・という判断はしなくていいようにしている点は大きい。

とにかく、高崎市内にどれくらいのヤングケアラーがいるかをアンケート調査するなどの悠長なことはせず、困っている子どもには支援が必要だという思いで事業を始めている。

予算は、各学校に2～3人は支援がいる子どもがいるだろうということで積算している。子どもを守るという信念を強く感じられた。